

この書面の内容をよくお読み下さい

契約締結前に顧客に交付する書面 (金融商品取引法第37条の3に定める契約締結前交付の書面です)

1. 名称及び氏名 証券スクール・オブ・ビジネス
瀬下 功
2. 住 所 154-0005
東京都世田谷区三宿1-28-4
3. 電 話 03-3410-7310
4. F A X 03-3419-8606
5. 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第2258号
6. 代表者 瀬下 功
7. 分析及び助言者 瀬下 功
北 浜 流 一 郎
8. 投資判断者 北 浜 流 一 郎（政経レポート）
9. 助言の内容及び方法と料金
・政経レポート会員
発行回数 月2回発行 速達にて郵送
証券スクール・オブ・ビジネス名で発行いたしますが当該有価証券の価値の分析、
投資判断を行った者は北浜流一郎であり、当該有価証券への最終的な投資判断は購読者たる会員自身にゆだねるものといたします。
会費は、税送料込み 1年契約20万円、半年契約12万円
10. 業務の方法
投資助言の対象は、国内上場株式及び日経225先物、日経225先物ミニ、
日経225オプションのみといたします。
投資助言を参考にさせていただき、最終的な投資判断は、顧客たる会員ご自身で
行って下さい。
11. 顧客及び公衆の縦覧に供すべき事項
証券スクール・オブ・ビジネスの経営内容をお知りになりたい方は、管轄の関東
財務局で、「金融商品取引業者登録簿」を自由に御覧になれます。
12. 自動継続条項
証券スクール・オブ・ビジネスからの契約満了案内に従い、顧客が契約期間満
了前に当該継続料金を払い込んだ場合、再度の契約書の締結は行わず、当初の
契約書を有効とし、期間を料金相当分自動継続するものとする。
13. クーリングオフ条項（10日以内の契約解除）
契約締結時の書面を受け取った日から起算して10日以内に、書面（メール）
により契約を解除することができます。契約解除の場合は、お客様がその書面
（メール）を発送した日となります。
なお、契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として内閣府令で
定める金額をいただきます。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

14. クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

申し出で期限

顧客は、契約解除の1週間前までに書面（メール）にて当方に申し出でる事とする。

返金の額計算方法

報酬の前払いを受けているときは、契約解除以降の期間に相当する報酬金額を日割り計算にて返金致します。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

15. 苦情処理措置

苦情に関する申し出で先は、証券スクール・オブ・ビジネスを主宰する管理者たる瀬下功とし、

郵書による対応先は 154-0005 東京都世田谷区三宿1-28-4

電話による対応先は 03-3410-7310 とする。

16. 金融ADR（裁判外紛争解決）制度による紛争解決措置

証券スクール・オブ・ビジネスでは顧客との間で投資助言に起因する紛争事案が発生した場合の紛争解決機関として 東京三弁護士会と金融ADRに関する協定書を締結しております。

東京三弁護士会紛争解決・仲裁センターの窓口は下記の通りです。

東京弁護士会 紛争解決センター

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3

電話 03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3

電話 03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3

電話 03-3581-2249

17. リスクに関する事項

投資助言業務に起因する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

株式 株価変動リスク：

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：

市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

信用取引等 信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した保証金や証拠金を担保として、保証金や証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が保証金や証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託保証金を割り込むこと、又、損失の額が委託保証金の額を上回ることがあります。

有価証券関連デリバティブ取引の中でも、オプション取引の売り建ての損失は無限度であり、委託証拠金の額を上回るリスクがあります。

18. 租税の概要

有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

19. 投資顧問契約終了の事由

投資顧問（投資助言）契約は、次の事由により終了します。

契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面（メール）による 契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）

当社が、投資助言業を廃業したとき

20. 社団法人 日本証券投資顧問業協会加入の有無

加入しておりません。

21. 禁止事項

金融商品取引法に基づき、投資助言業者は、次のことが禁止されています。

①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、

取次ぎ又は代理

次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

②当方及び当方と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当方社及び当方と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

登録番号 関東財務局長 第2258号 証券スクール・オブ・ビジネス 瀬下 功

〒154-0005

東京都世田谷区三宿1-28-4

TEL 03-3410-7310 FAX 03-3419-8606